

# 令和4年度第4回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和4年 7月12日(木) 午後1時30分から午後2時43分

2. 開催場所 鳥取市人権交流プラザ 3階 大ホール

3. 出席委員 (21名)

会長	4番	濱田香	会長職務代理者	6番	田淵	緑
委員			委員	14番	福安	修
〃	2番	村田幸範	〃	15番	上田壽	一
〃	3番	河毛早苗	〃	16番	藏内敏	博
〃	5番	下田義男	〃	17番	砂川重	雄
〃	7番	建部憲二	〃	18番	依藤利	一
〃	8番	川上信温	〃	19番	竹森	潔
〃	9番	猪口実	〃			
〃	10番	福田克彦	〃	21番	柳田和	廣
〃	11番	中村精	〃			
〃	12番	福田淳一郎	〃	23番	加藤修	司
〃	13番	山田準二	〃	24番	岩永正	司

4. 欠席委員 (2名)

委員	20番	香川恵	委員	22番	石谷隆
----	-----	-----	----	-----	-----

5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員：18名)

邑美	有本知勝	邑美	山根昌博
せんだい	有田裕	高草	前田洋
高草	民谷富男	高草	佐藤徳太郎
湖南	上根邦十郎	湖東	村上文夫
福部町	谷口泰彦	河原町	徳田寿秋
河原町	梶川和生	佐治町	山下増治
気高町	角田完	気高町	浜辺信康
鹿野町	橋本和夫	鹿野町	谷口和人
青谷町	伊藤茂	青谷町	大石剛史

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

議案第	22号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第	23号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第	24号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第	25号	非農地証明について
議案第	26号	鳥取市農用地利用集積計画について
議案第	27号	鳥取市農用地利用配分計画について

第3 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について
- (2) 農地法第4条第1項第9号の例外規定による届出書の受理について
- (3) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について
- (4) 農地転用の制限の例外(認定電気通信事業等)による事業計画書の受理について
- (5) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (6) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について
- (7) 農地の形状変更届出書の受理について
- (8) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 事務局 谷口局長 田中局長補佐 堀係長 坂本主任 小出主事

8. 会議内容

	開会：午後1時30分
事務局 長	ただ今から、令和4年度第4回鳥取市農業委員会総会を開会します。 農業委員会憲章の唱和は省略します。 それでは、濱田会長にあいさつをいただきます。 (会長あいさつ)
事務局 長	まず、定足数の確認ですが、本日は議席番号20番の香川委員、22番の石谷委員から欠席の報告がありました。23名中21名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立していることを報告します。 また、これ以降は、鳥取市農業委員会会議規則第4条第1項の規定に基づき、会長に議長として進行をお願いします。
議長	それでは、議事に入る前に議事録署名委員の指名をします。 本日の議事録署名委員は、議席番号2番 村田委員、3番 河毛委員をお願いします。
議長	それでは、議事に入ります。議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	整理番号17番から整理番号21番までの計5件あり、整理番号17番は赤子田、河原町布袋で贈与による所有権移転、整理番号18番は下段で売買による所有権移転、整理番号19番、20番は河原町今在家で売買による所有権移転、整理番号20番は気高町北浜二丁目目で贈与による所有権移転となっております。 譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりです。 すべての申請が農地法第3条第2項各号の許可をすることができない事項に該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。 (岩永委員退出)
議長	整理番号17番を審議します。担当推進委員、有田委員の報告をお願いします。
有田委員	7月8日でした。建部農業委員、河原町担当の徳田推進委員、事務局で現地確認を行いました。 現在のところ、赤子田では野菜を植えておられます。河原町布袋では水稻を植えておられます。 贈与を受けられる譲受人は専業で農業をされておられて、自作地は約54アールで、借入地は約7.3ヘクタールです。 主に飼料作物を生産されておられまして、トラクター3台を始め、プラウ、パワーハロー等の機械を所有して、地域の担い手として広範囲に活動されていらっしゃいます。周辺農地の水稻栽培等に影響することがなく、問題がないと考えております。
議長	引き続きまして、担当農業委員、建部委員の報告をお願いします。
建部委員	有田推進委員が詳しく説明されたので、私の方から何も言うことはありません。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に移ります。 整理番号17番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号18番を審議します。担当推進委員、民谷委員の報告をお願いします。

民 谷 委 員	<p>7月5日の日に加藤農業委員、譲受人と私で現地確認をいたしました。</p> <p>まず、田んぼについてなんですけど、約1反の田んぼで、譲受人によりますと、17年前に耕作放棄地であった田んぼを借りて、稲を作り始めて現在に至っております。</p> <p>現地を見ましたが、ちゃんと稲が植わっております。</p> <p>畑についてなんですけど、約3反強の畑に、ハウスや露地でほとんど野菜が植わっております。</p> <p>譲受人は、毎朝4時に家を出て現地に20分くらいで着いて、野菜を収穫して朝採りのものを農協の直売所に持って行っています。</p> <p>農業機械についてですけども、トラクター、コンバイン、田植機、全部揃っております、農業をするのに十分な資格があります。</p> <p>以上のことから、所有権移転について問題はないと判断いたしました。</p>
議 長	引き続きまして、担当農業委員、加藤委員の報告をお願いします。
加 藤 委 員	今、民谷推進委員が詳しく申し上げました。本当にきれいに植えてありました。
議 長	<p>質疑・意見はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>無いようですので採決に移ります。</p> <p>整理番号18番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。続きまして整理番号19番、20番を一括して審議します。担当推進委員、梶川委員の報告をお願いします。
梶 川 委 員	<p>整理番号の19番、20番は譲渡人が同一人物であり一括して報告します。</p> <p>(申請地は)現在、郡家にある法人が耕作しております、順次、耕作を中止する予定があるため、譲渡人が商事会社に対して売却を依頼しました。</p> <p>(19番の)譲受人はNPO法人を経営し、障害者就労支援事業をされておられますが、法人として土地を取得することが難しいので、個人として土地を購入し野菜等を植えるものであります。妥当と言えます。</p> <p>次に20番は、同様な案件でやむを得ないものと認めます。</p>
議 長	引き続きまして、担当農業委員、猪口委員の報告をお願いします。
猪 口 委 員	梶川委員が言う通り、譲渡人は法人が耕作をやめるため、誰かに頼まなくてはいけなくなり、譲受人に売却することになりました。許可することに支障がないと思います。
議 長	<p>質疑・意見はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>無いようですので採決に移ります。</p> <p>整理番号19番、20番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。続きまして整理番号21番を審議します。推進委員が欠席ですので、担当農業委員、中村(精)委員の報告をお願いします。

中村(精)委員	7月1日、推進委員と事務局とで現地確認を行いました。 現地は、現在、夏野菜が植えてありました。譲受人は八頭町の方で既に田んぼとか畑で作付けをされておられました。面積が少ないのでなんとか畑として利用したいとのことでした。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に移ります。 整理番号21番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして議案第23号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	整理番号4番の1件です。申請地は古郡家、転用目的としては農業用倉庫となっています。農地区分は農用地区域内農地、許可根拠は農用地利用計画指定用途です。
議 長	整理番号4番を審議します。担当推進委員、山根委員の報告をお願いします。
山 根 委 員	申請人は、法人経営されております。10年ぐらい前に農業用倉庫を建てていますが、手狭になり横の田んぼを転用したいということです。今は家にトラクターやコンバインを置いておりますが、雨風をしのぐために既存施設と一体的に利用したいということです。7月8日に下田委員、事務局、申請人と現地確認を行い、周辺農地には影響はありませんので、よろしく願いいたします。
議 長	引き続き、農業委員、下田委員の報告をお願いします。
下 田 委 員	山根推進委員の報告のとおりで、平成23年度にチャレンジプランで農業用倉庫を建築したのですが、農機具も大型化して分散して置いていたが、令和3年度の県補助金を活用して実施したいということです。転用による周辺農地への影響は無いと判断しており、許可は妥当と判断しております。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に移ります。 整理番号4番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で議案第23号「農地法第4条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして、議案第24号の「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	整理番号は17番から22番と一時転用が整理番号2番、全部で7件となっています。 整理番号17番、申請地は津ノ井、転用目的は住宅建築、農地区分は第3種農地、許可根拠は原則許可です。 整理番号18番、申請地は気高町八束水、転用目的は資材置場、農地区分は第2種農地、許可根拠は代替地なしです。

整理番号19番、申請地は青谷町井手、転用目的はキャンプ場です。農地区分は第2種農地、許可根拠は代替地なしです。

整理番号20番、申請地は六反田、転用目的は住宅建築、農地区分は第1種農地、許可根拠は集落接続です。

整理番号21番、申請地は福部町湯山、転用目的は駐車場、資材置場、農地区分は第2種農地、許可根拠は代替地なしです

整理番号21番、申請地は賀露町南四丁目、転用目的は農作物集荷場、加工場、農地区分は農用地区域内農地、許可根拠は農用地利用計画指定用途です

整理番号、一時転用の2番、申請地は鹿野町鹿野、転用目的は微生物発電実証実験施設、農地区分は第1農地、許可根拠は一時転用となっています。

議 長 それでは、整理番号17番を審議します。担当推進委員、有本委員の報告をお願いします。

有本委員 申請人は、親子で子どもの住宅建築をしたいということです。7月4日に下田委員、事務局、地権者、私の4人で現地の確認を行いました。チェックシートに照らしても何ら問題のないところでございます。集落内に分家を建てるということで、よろしく願いいたします。

議 長 引き続き、担当農業委員、下田委員の報告をお願いします。

下田委員 有本委員の報告のとおり、転用に係る周辺農地の営農については問題ありません。

議 長 質問、意見はありませんか。  
(質疑・意見なし)

議 長 無いようですので採決に移ります。  
整理番号17番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。  
(異議なし)

議 長 異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。  
整理番号18番を審議します。担当推進委員の浜辺委員の報告をお願いします。

浜辺委員 申請地の周辺は非農地となっており、申請地のみが2・3年前までブドウ栽培していました。赤線も狭く車での出入りがしにくいため売却することです。譲受人は隣で砂利採取をしており、砂や資材置場として利用することです。また、木材も鳥取港で搬出しているので、仮置場としても利用することです。

議 長 引き続き、担当農業委員、中村(精)委員の報告をお願いします。

中村(精)委員 浜辺委員の報告のとおりです。周辺は荒廃地になっており、農地として利用するには無理がある土地ですので、承認よろしくをお願いします。

議 長 質問、意見はありませんか。  
(質疑・意見なし)

議 長 無いようですので採決に移ります。  
整理番号18番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。  
(異議なし)

議 長 異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。  
整理番号19番を審議します。担当推進委員の大石委員の報告をお願いします。

大石委員	7月7日に農業委員、事務局、私、譲渡人の代理人で現地を確認いたしました。現地は荒れて荒廃地となっており、チェックシートに照らしても何ら問題ないと判断いたしました。
議長	引き続き、担当農業委員、竹森委員の報告をお願いします。
竹森委員	推進委員の報告のとおり、休耕地であります。譲渡人は県外に赴任中であり、休耕地になっており、仮に何年か後に帰ってきてても申請地で農業をすることはないと考えていたようです。申請地の右側は井手ヶ浜でイベントなどを行う駐車場、左側は以前に非農地証明している場所であります。周辺には研修所や医院がありますが、キャンプ場ができることで、地域の活性化にもなると思っておりますので、よろしく願いいたします。
議長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に移ります。 整理番号19番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号20番を審議します。担当推進委員、上根委員の報告をお願いします。
上根委員	6月29日に農業委員と現地確認を行いました。何ら問題はありませぬので、よろしく願いいたします。
議長	引き続き、担当農業委員、福田(淳)委員の報告をお願いします。
福田(淳)委員	6月29日に推進委員と行政書士の3人で現地調査を行いました。市街化調整区域の水田で昨年までは耕作されていましたが、孫が帰ってきて分家住宅を建てるといふことです。2方が住宅、2方が道路で集落内ですので、問題ないと考えました。
議長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に移ります。 整理番号20番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号21番を審議します。担当推進委員、谷口(泰)委員の報告をお願いします。
谷口(泰)委員	7月5日に農業委員と事務局で現地確認を行いました。申請地と農免道路との間は、5月の総会で譲受人が申請し、許可決定されたところす。その上側を今回申請するといふことです。5月に許可決定されたところは、駐車場として利用されておりますし、現況は休耕地で、チェックシートに照らし合わせても問題ないと判断しました。よろしく願いいたします。
議長	担当農業委員は本日欠席ですので、以上の報告で、質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に移ります。
議長	整理番号21番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。

		(異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号22番を審議します。担当推進委員、村上委員の報告をお願いします。
村	上 委 員	7月4日に農業委員と確認し、申請人は夫婦であり、新規就農者で令和3年に法人を設立。白ネギや甘藷で3haを経営しており、従業員1名、パート1名います。現在は認定農業者で、耕作地はすべて無償の借地となっています。今回の申請地は休耕地で原野になっていますが、農業用施設を建築し、甘藷の保管、加工場とする予定です。将来は農産物や加工品の直場所も建築したいと考えておられます。前面道路は市道であり雨水排水、公共下水が備わっております。農業用施設であり、問題ないと考え許可をお願いします。なお、建築費の資金は県補助金を活用されます。
議	長	引き続き、担当農業委員、川上委員の報告をお願いします。
川	上 委 員	村上推進委員が詳しく説明されましたので、特にありません。2haの白ネギ栽培、55aの甘藷栽培等をしており、今回の作業場を活用してもっと拡大したいということですので、よろしくお願いいたします。
議	長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。
議	長	整理番号22番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 続いて一時転用の整理番号2番を審議します。担当推進委員の橋本委員 報告をお願いします。
橋	本 委 員	7月7日に砂川委員と事務局、私の3人で現地確認を行いました。現地は休耕田に水を張って稲作ができる状態にし、そこに微生物発電ユニットを置いて実証実験を行うものです。具体的内容は、10m四方の土地に直径30cm、高さ60cm発電のユニットを64基され、簡単に取り外しができるものです。3年間の一時転用であり、チェックシートに照らし合わせても問題ありません。
議	長	引き続き、担当農業委員、砂川委員の報告をお願いします。
砂	川 委 員	担当推進委員の報告のとおりで、問題ありません。場所としては、旧鹿野小学校の近くの休耕田で、簡単に撤去できるものですので、問題ないと思っています。
議	長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号一時転用の2番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 以上で議案第24号「農地法第5条の規定による許可申請について」を終了します。 引き続き議案第25号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願い



	いします。
事務局	整理番号52番から65番までの全部で14件となります。市街化区域は60番となります。申請地、申請者、事由、現況につきましては議案書に記載の通りです。
議長	整理番号52番を審議します。担当推進委員、徳田委員の報告をお願いします。
徳田委員	7月1日に岩永農業委員と事務局の3名で現地確認しました。かなり大きな雑木等が生えており、農地に戻すことは難しいと思います。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号52番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 引き続き整理番号53番を審議します。担当推進委員谷口(和)委員の報告をお願いします。
谷口(和)委員	7月7日に砂川農業委員、橋本推進委員、事務局の4人で現地の確認を行いました。現状は家が建っており、三角状の畑地ですが、現況は松の木が大きくなっており、畑に戻すことはできないと判断しております。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号53番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認されました。 引き続き整理番号54番を審議します。担当推進委員谷口(泰)委員の報告をお願いします。
谷口(泰)委員	7月5日に5条申請の分を見た後に確認しました。現地は、30年近く何も作っていない土地で、所有者も亡くなって、奥さんが申請者ですが、奥さんも高齢であり作れないということで、農地に戻すことは困難であると考え、非農地証明をお願いします。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号54番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認いたしました。 引き続き、整理番号55番を審議します。担当推進委員、伊藤委員の報告をお願いします。
伊藤委員	7月6日に石谷農業委員、事務局、私、申請者の代理人の4名で確認いたしました。現地は圃場整備をした田んぼの交換地として、自宅に隣接した土地をもらわれた土地で

		す。圃場整備されてから作付はされていなくて、現在はコンクリートが敷設されておりました。チェックシートのⅡ④に該当していると思われしますので、よろしくお願いいたします。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号55番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認いたしました。 引き続き、整理番号56番を審議します。担当推進委員、有田委員の報告をお願いします。
有 田 委 員		7月4日に建部農業委員、徳田推進委員、事務局と現地確認を行いました。登記簿上は畑と標記されていますが、現地は竹林もありますが、山林の状態になっておりました。20年以上前から耕作されていないということで自然潰廃しており、非農地証明することではいたしかたないと判断します。
議	長	担当農業委員 建部農業委員から追加することはありますか。
建 部 委 員		有田推進委員が詳しく説明されましたので、何もありませんので、よろしくお願いいたします。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号56番について原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。 引き続き、整理番号57番を審議します。担当推進委員、谷口(和)委員の報告をお願いします。
谷口(和)委員		整理番号53番と同じく4人で現地確認を行いました。現状は30年ぐらい前から耕作をしておらず、近くに家も建っており、非農地証明でお願いいたします。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号57番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。 引き続き、整理番号58番を審議します。担当推進委員、徳田委員の報告をお願いします。
徳 田 委 員		7月1日に岩永農業委員と事務局の3名で現地確認しました。現地は竹林化しており、畑地に戻すことはできないと判断しました。

議	長	質問・意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号58番について原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。 引き続き、整理番号59番を審議します。担当推進委員、山下委員の報告をお願いします。
山 下 委 員		申請人ご夫妻と福安農業委員、事務局、私の5人で現地確認しました。現状は20年以上耕作をしていないので、原野化しております。チェックシートで確認してⅡの④と判断しました。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号59番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。 引き続き、整理番号60番を審議します。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		整理番号60番、こちらは市街化区域となっています。申請地は立川町五丁目、現況としましては、20年以上前から陶芸家の作業場として利用されています。 人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地となります。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号60番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。 引き続き、整理番号61番を審議します。担当農業委員の、福田(淳)委員の報告をお願いします。
福田(淳)委員		5条申請された申請人から、分家住宅を建てられる端っこの方に防火水槽が残っており、分筆して非農地にしようとするものです。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号61番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。 引き続き、整理番号62番を審議します。担当推進委員の、橋本委員の報告をお願い

		します。
橋本委員		7月7日、砂川農業委員、谷口推進委員、事務局、代理人の5人で現地確認を行いました。猪や鹿を防ぐためにワイヤーメッシュが設置されており、山側は雑木が多く生えて原野化している状態です。自然潰廃した土地で、特に支障がないと認められる土地があります。
議長		質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長		無いようですので、採決に移ります。 整理番号62番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長		異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。 引き続き、整理番号63番を審議します。担当推進委員の、前田委員の報告をお願いします。
前田委員		7月6日に事務局、依藤農業委員、代理人の行政書士と現地確認を行いました。現地の周辺は宅地化している中で、3つに分かれおり裏側の土地で、登記簿上で田のままで残ったままです。現地は本宅が一部かかっていますし、付属屋が建っていますし、庭木が植えてあります。本宅が昭和36年、付属屋が昭和45年に建築されており、その頃から一体的に宅地になっていたと思われます。チェックシートの④に該当すると思われます。
議長		質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長		無いようですので、採決に移ります。 整理番号63番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長		異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。 引き続き、整理番号64番を審議します。担当推進委員の、佐藤委員の報告をお願いします。
佐藤委員		6月30日に加藤農業委員、事務局の3人で現地確認を行いました。昭和47年頃からコンクリート工場の一部として使われており、現在に至っています。現地に戻すことはできませんので、よろしくお願いいたします。
議長		質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長		無いようですので、採決に移ります。 整理番号64番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長		異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。 引き続き、整理番号65番を審議します。担当推進委員の、角田委員の報告をお願いします。
角田委員		7月1日に中村(精)農業委員、事務局、私で現地確認を行いました。現地は20年以上耕作されておらず原野化されております。農地行政上も特に支障がないと判断しまし

		た。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号65番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。 以上で議案第25号「非農地証明について」を終了します。 続きまして議案第26号「鳥取市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事	務	局
		差替となっておりますので、差替の農用地利用集積計画をご覧ください。内訳の数値を修正しております。 利用権を設定しようとするものが新規19件、更新30件、計49件となっております。面積は田が113,151㎡、畑が21,542㎡、樹園地等その他が3,385㎡となっております。権利種別の内訳は、賃借権が41件、使用貸借による権利が8件となっています。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。
議	長	議案第26号につきまして一括して質疑・意見を伺います。何かありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 議案第26号「鳥取市農用地利用集積計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。 引き続き、議案第27号「鳥取市農用地利用配分計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事	務	局
		別紙の農用地利用配分計画案をご覧ください。今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し農業者等に配分する農地の面積は、田が247,665㎡、畑が17,656㎡、樹園地が3,385㎡、総計268,696㎡となっています。 権利種別の内訳は、賃借権132件、使用貸借による権利が11件の合計143件となっています。 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。
議	長	一括で質問・意見を受け付けます。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 議案第27号「鳥取市農用地利用配分計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。 それでは、報告事項に移ります。何か質問・意見はございませんか。

報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について
- (2) 農地法第4条第1項第9号の例外規定による届出書の受理について
- (3) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について
- (4) 農地転用の制限の例外(認定電気通信事業等)による事業計画書の受理について
- (5) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (6) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について
- (7) 農地の形状変更届出書の受理について
- (8) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議

長

無いようですので、以上で本日の審議を終了したいと思います。これで令和4年度第4回鳥取市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会 午後3時15分